



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年7月25日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
教育管理課	管理指導係	河村 俊宏 <small>こうむら としひろ</small>	内線 8544 直通 058-272-1879 FAX 058-278-3544

### 教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和5年7月24日付けで下記のとおり行いました。

#### 記

#### <懲戒処分等の概要>

##### ○児童に対するわいせつな言動

被処分者	中学校 教諭（35歳・男性）
事案の概要	令和元年5月頃から少なくとも同年6月頃までにかけて、当時勤務していた小学校において、自身が担任を務めていた女子児童1名と勤務校の女子トイレに行った際、複数回、トイレの個室の扉を開けた状態で用を足させ、その様子を見た。 また、その際に、当該児童の陰部等をトイレトペーパーで拭くことが複数回あった。
処分	免職
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

##### ○生徒との不適切な交流

被処分者	県立高等学校 実習助手（26歳・男性）
事案の概要	勤務校の男子生徒4名（A、B、C及びD）に対し以下の行為を行った。 ①令和5年4月27日から同年6月10日までの間、A、C及びDにSNSを用いて私的なメッセージを送信したうえ、Cに威圧的なメッセージを複数送信した。 ②令和5年4月28日から同年6月9日までの間、A及びBに複数回金品を渡した。 また、校長から上記の行為について確認を受けた際、虚偽の回答をした。
処分	停職 2月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
関係者の措置	校長 文書訓告